第4回 (仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会議事録

開催日時:平成24年11月29日(木)午後1時~4時

開催場所: 門真市立文化会館 1階 ホール

出席者 :委員9名(欠席者6名) 事務局7名

資料:①委員名簿

②新旧対照表2

③第3回庁内検討委員会議事録

④環境基本条例 他市等の事例

議 事:(仮称) 門真市環境基本条例(素案) について

○事務局

定刻となりましたので第4回(仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会を開会いたします。

はじめに委員長よりご挨拶申し上げます。

○委員長あいさつ

○事務局

それでは議事に先立ち本日配布しています資料の確認をさせていただきます。

- ①委員名簿 ②新旧対照表 2 ③第3回庁内検討委員会議事録
- ④環境基本条例 他市の状況

以上です。

お手元も届いていない資料がございましたら事務局までお知らせください。

○事務局

それでは設置要綱第5条の規定により議事の進行を委員長にお願いいたします。

1. (仮称) 門真市環境基本条例策定作業状況について

○委員長

それでは、(仮称) 門真市環境基本条例の策定作業について、事務局より報告をお願いい たします。

○事務局

進捗状況報告

●前文について

○事務局新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

前文の修正部分について、ご意見がありましたらお願いいたします。

○委員

冒頭に「門真市は」と記述があるが、これは主語でしょうか。「人々は」との記述もあり、 少し主語と述語の関係が分かりにくいように感じます。

○事務局

主語は「人々は」であり「門真市は」は場所を示しています。

○委員長

「門真市は」の記述は「門真市では」という意味を示しているのだと思います。

指摘の部分の主語と述語の関係などは再度検討していただくとして、社寺林を具体化しつ つ薫蓋樟など固有名詞を使う表現としてはよろしいでしょうか。

「門真の中ではれんこん畑など過去における昔ながらの環境の中で人々は自然と一緒に 生活を営んできた」というような表現になっていますが、それはよろしいでしょうか。

○会場

はい

○委員

「水路で田船が行き交う中で」という記述でどちらかの「で」を抜いた方が良いのではないでしょうか。

○委員

これまでも議論があったがれんこん畑の表現をれんこん栽培のような表現に変えてはどうでしょうか。

薫蓋樟も門真市民ならわかると思うが、世界に発信するのでもう少し言葉を足しても良いのではないでしょうか。また考えてきた案もありますので、後ほど後で事務局に具体的な参考を文書でお渡ししたい。

○委員長

それでは、指摘された点などはそちらの文書を参考に再度考えていただければと思います。

○委員長

第2段落目についてはいかがでしょうか。前回から水路の荒廃がマイナスイメージであったり、その原因が何なのかといったような議論がありましたがいかがでしょうか。

○委員

良いと思います。

○委員

これであれば良いと思います。

○委員

門真の総合計画の総括では産業の発展とともに急速な都市化について「産業文化都市」 という文言を用いられていました。こちらについても、「産業文化都市」への変貌という表 現を入れても良いかと思います。

○委員長

色々とご意見いただきましたが、事務局に一度検討いただくとします。

これまでもご議論いただき、事務局からも修正いただいているので、とりあえず2段落目はこれでお願いします。

○委員長

第3段落目については、いかがでしょうか。

○委員

「負荷」の表現が重複しているので、あまり強調する必要はないのではないか。

○委員長

生活環境と地球環境の負荷の表現の重複については、もう少し検討する必要があるのではないでしょうか。

○委員長

では、第4段落目についてはどうでしょうか。

○委員

「ごみ問題、公害」などの文章を入れなくても良いのではないでしょうか。この文については3段落目に足すとしても良いのではないでしょうか。

○事務局

市民ワークショップで生物多様性という言葉がでてきたのですが、第3段落目に合わせても良いかと思います。

○委員長

では、第3段落目に合わせるということで、お願いいたします。以下の段落については よろしいでしょうか。事務局は出された案も参考に見直していただくということでお願い いたします。それでは、前文については以上でお願いいたします。

- ●第1条「目的」について及び第2条「定義」について
- ○事務局

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

前回との変更箇所がございませんので次に移ります。

- ●第3条「基本理念」について
- ○事務局より説明

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

前回より修正が加えられていますが、これでよろしいでしょうか。

○会場

了承

- ●第4条「市民の責務」について
- ○事務局より説明

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

いかがでしょうか。

○委員

「協力」と「協働」を重ねて記載する必要あるのでしょうか。

○事務局

例えば、「協力」であれば、ごみ分別などに「協力」することを想定しています。「協働」は、まちの緑化に「協働」で取り組むことを想定しています。

○委員

確かに「協力」と「協働」については、ニュアンス、意味が違うように感じます。

○委員

第1項の「自ら」の位置を現位置より「日常生活に伴う」の前にする方が良いのではないでしょうか。また第2項での「環境の保全と創造」の表現は前文では「保全及び創造」と記述している。その兼ね合いを考える必要があると思います。

○委員長

現在の表現では、市民の責務として協力に加えて協働もしなければならないというよう に受け取れます。事務局にはもう少し表現を検討して頂きたいと思います。

○事務局

修正したいと思います。

●第5条「事業者の責務」について

○事務局より説明

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員

全体の項の順序について変更の必要があるように感じます。

1項→3項→2項→4項というような流れの方が事業内容に沿っていてよいのではないでしょうか。

○事務局

そのように修正させていただきます。

○委員

第3項の「事業活動に行うにあたって」を文章は不必要ではないでしょうか。

○委員長

他はいかがでしょうか

○事務局

第4項についても第3項と同じく「事業活動を行うにあたって」を削除させていただきます。

●第6条「市の責務」について

○事務局より説明

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

第2項は新しい項を立てるほどのものではないのだと思います。

○委員

第2項の「市民、事業者等との協働」の部分を第3項の「実施に当たっては、」の後に入れてはどうでしょうか。

○事務局

そのように修正させていただきます。

○委員長

他の部分はよろしいですか。では次に移ります。

●第7条

○事務局より説明

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

少し見て頂いて、ご意見がありましたらお願いいたします。それぞれの項の文言等はよろしいでしょうか。

○委員

確認なのですが、生活環境基本条例の第6条、第7条の部分例えば環境問題の事業者間のあっせん、調停のようなものについては、第2号の生活環境の保全のような部分に入ってくるのでしょうか。

○事務局

現時点では、関係各課との協議が出来ていないので、今後検討していきたいと思います。 調停及びあっせんについて、今後、関係所管を交えて協議を必要があるという認識はも っております。生活環境基本条例の第6条及び第7条などが本条例に該当するかなどは 今後議論していきたいと思います。

○委員長

意見のあった部分について担当各課と協議はしたのですか。

○事務局

今、その部分については担当所管と協議はできていません。したがって今後、協議が必要です。

○委員長

それはいつのでしょうか。今回環境基本条例の中に6、7条を引き継ぐ文面がなくても、 基本条例の中にそれを引き継ぐニュアンスを入れなくてもよいのですか。

○事務局

今後環境基本条例については、各条例を引き取った形で策定をしていきたいと考えています。(1)(4)(5)については担当所管が別にあるので、そこが個々に条例を作る段階まで、生活環境基本条例が残ると考えています。従いまして、第6条及び第7条はそのままの形で維持と考えています。

○委員長

あっせん、調停というのは、具体的にはどのような場面を想定されているのですか。

○事務局

事例として平成19年にある建物のプライバシー等の侵害について事例があり、その時は 調停委員が間に入って、民間での話し合いを行いました。生活環境に関することも環境基 本条例は含んでいるので、今後環境対策課と関係各課が調整していく必要があります。

○委員長

ここでは基本条例の中には、第二号はそこも含んでいるのでしょうか。その下に新たに 条例をつくるのか、現存する条例に盛り込むのかというような方向性の判断は事務局とし てあるのか、もしくは今後どうようになるか検討できていないという状況なのですか。

○事務局

生活環境基本条例の担当所管とどのようにしていくかは協議できていません。

○委員長

(仮称) 門真市環境基本条例において、よりよい生活環境に努めなければならないという方向で最終的には詳細の部分まで市が指導にのりだしていくことも想定しなければならない。

その上でその方向性は明確に定めておかないといけないのではないでしょうか。

○委員長

基本条例なので、具体的な問題解決方策のようなものが記述されることはないと思いますが、しかしこれを基本に踏まえて下の条例等を交えつつ具体的な細かな対応をしていくとなれば、この部分を根拠として市として、このようなケースはあっせん、調停をしていくという想定が必要ではないでしょうか。

○事務局

想定としては(仮称)門真市環境基本条例ではなく、付随する条例のなかで運用してい かなければならないと考えています。

○委員長

その点は企画課との調整、協議はなされていないということでしょうか。

○事務局

公害等の項目を生活環境基本条例から取り出し、環境基本条例を作っていくという協議 はされていますが、生活環境基本条例が今後も残る以上、あっせん、調停の部分の生活環 境調停委員会も残るので生活環境基本条例のみあっせん、調停の項目も残るという認識で す。

○委員

企画課長の話では、生活環境基本条例は、今後環境基本条例と今後策定が予定されている(仮称)まちづくり基本条例の2つに分かれてなくなると聞いています。よってその2つの条例の下に生活環境基本条例のあっせん、調停も含めて入ります。現状では環境対策課の生活環境あっせん、がメインとなるので入るとしたら環境基本条例の下の美しいまちづくり条例、もしくはその他の条例となり、大きく言えば環境基本条例の下に入るだろう企画課長から聞いています。認識の不一致ということでしょうか。

○事務局

各々に調停委員会をつくるのかということが難しい問題だと思います。

○委員長

すり合わせが十分でないと思います。

○委員

現にある条例自体が存続しているという状況の中、今回文言として入れると重複します。 今後策定予定の(仮)まちづくり基本条例などの各条例が策定し終えた段階でないと生活環境基本条例が消えるまでは、生活環境基本条例などの所管の条例は残っているので、それが無くなった後にどの部分が担うのかを考えないといけないと思います。例えば7条2項に基づいて新たに設置条例を作ればよいと思います。それを認識さえしておけば、その条項をもとに設置委員会をつくればよいのではないでしょうか。設置条例でその範囲で定めればよいですし、

それぞれの基本条例の何条、何項を使って、無くなった条例の部分を担うのかを認識してあれば良いのではないでしょうか。

○事務局

今回は環境基本条例の中であっせん、調停という仕組みを入れるか否かを議論すべきではないでしょうか。

○委員長

あっせん、調停という具体的なことをやっていこうという議論は全くなされていないと思います。ただしこれについては今後の条例の範囲配分を含めた将来的な流れ中、各担当部局で意識できているかどうかだと思います。今の段階で事務局が意識できていないという話が出れば、企画課などと確認を取って事前調整のなかで調整をして頂く必要があると思います。委員の意見もありましたが、それは事前調整で環境基本条例を作る際に、企画課などの担当課と意識、確認して頂く必要がある。生活環境基本条例からあっせん、調停を引っ張り出して必要性があるか無いかについて関係各課を検討し、意識、確認してもらいたいと思います。また、本計画であっせん、調停を担う場合、それが公務として担えるか否かも考慮してほしいと思います。

○事務局

総合的に調整を行ってから再度事務局案を示させていただきます。

●第8条

○事務局より説明

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

「策定」「等」について変更があったとのことですか。よろしいでしょうか。特にご意見がなければ次に進みます。

●第9条

○事務局より説明

新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

なにか意見はあるでしょうか。

○委員

別に市では「年一回」等の表現がありますが必要ないのでしょうか。

○委員長

来年度環境基本計画を策定しますので具体的には、計画の中で検討します。

●第 10 条

○事務局より説明新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

10条については、いかがでしょうか。無いようなので次に移ります。

●第11条

○事務局より説明新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

それでは何か意見がございますか。

○委員

「公共施設」は具体的にはどのような施設を指しているのでしょうか。

○委員

第 10 条のなかに第 11 条は内包されているのではないでしょうか。おそらく施設、建築物の整備基準などは計画もしくはそれに付随するもので規定されると思います。本条例でわざわざ記述する必要はないように感じます。

また 10 条の記述に関しても「環境の保存及び創造について~」という文言は必要なので しょうか。

○事務局

国では庁舎の整備は施策と捉えられていないので、今回は別項目で記述しています。

○委員長

「環境の保全及び創造」の文言はあえて記述する意味はあるのでしょうか。

○委員

条例で公共施設を明記する場合、明確な区別の下、適用されるのか否かを判断するという事務的作業が増えることの認識が必要だと思います。

○委員長

11条の「環境の保全及び創造に資する施設」との表記は削除でお願いします。

○事務局

10条の「整合を図ること~」よりの記述ですが、「配慮する」と記述することで表現を柔らかくする意図があります。

○委員

「市長」と「市」の記述があるが、その区別を整理しておく必要があるように思います。

○委員長

教育委員会では「市では」と表記しています。市長は少し意味が変わってしまう可能性 もあるかと思います。

○事務局

「市長」は限定的に使っています。少し全体的に確認をしたいと思います。

●第12条

○事務局より説明新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

何かありましたらお願いいたします。

○委員

表現を「講ずる」というよりも「努める」もののほうが良いのでしょうか。

○委員

既に実施していることは「努める」の方がよいのではないでしょうか。

○委員長

「努める」という表現で検討をお願いいたします。

●第13条

○事務局より説明新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

よろしいでしょうか。では次に行かせていただきます。

●第 14 条

○事務局より説明新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

よろしいでしょうか。では次に進みます。

●第 15 条

○事務局より説明新条文読み上げ、変更点の説明

○委員長

それでは何か意見ありましたらお願いいたします。

○委員

「取組み」は名詞なので「み」は必要ありません。

○事務局

訂正させていただきます。

○委員長

本日は、15 条まで意見を頂きました。今後の予定としましては、事務局よりお願いいたします。

○事務局

欠席委員が多いとともに修正箇所の検討し次回委員会を行いたいと思いますが、日程は 調整出来次第ご連絡します。

○委員長

別途、調整とお願いいたします。

指摘事項については、事務局より検討いただき、次回、委員の方より承認いただければ 最終回とさせていただきたいと思います。次回は多くの委員にご出席お願いいたします。

(以上)